

|                 |      |              |     |    |
|-----------------|------|--------------|-----|----|
| 労働安全衛生職場巡視マニュアル | 発行日  | 2008. 11. 01 | 版   | 初版 |
|                 | 文書番号 | 労働安全－指針－5    | ページ | 1  |

# 労働安全衛生職場巡視マニュアル

組合労働安全衛生委員会

|                 |      |              |     |    |
|-----------------|------|--------------|-----|----|
| 労働安全衛生職場巡視マニュアル | 発行日  | 2008. 11. 01 | 版   | 初版 |
|                 | 文書番号 | 労働安全－指針－5    | ページ | 2  |

## 1. 目的

省令「労働安全衛生規則」に従い、職場の労働安全衛生を保つための職場巡視手順を定める。

## 2. 適用範囲

当組合の全事業所に適用する。

## 3. 責任と権限

実施の責任者は、各事業所長とし、組合全体の実施状況の把握ならびに評価、指導は組合労働安全衛生委員会が行う。

## 4. 実施方法

職場巡視は、別紙1「労働安全衛生職場巡視チェックリスト」（以下、「別紙1」という。）に沿ってチェックする。

組合労働安全衛生委員会は、各事業所の職場巡視状況を把握し、組合労働安全衛生委員会で審議し、必要な指導援助を行う。

- ① 常時50人以上の職員がいる事業所については、衛生管理者が週1回1つ以上の職場を巡視する。
- ② その他の事業所については、事業所長が月1回任意の職場を巡視する。組合労働安全衛生委員会の委員は、年1回任意の職場を巡視する。
- ③ ①及び②の事業所長は、職場巡視実施結果を事業所管理会議又は職場会議で審議し、組合労働安全衛生委員会に報告する。改善等の処置を講じる必要がある場合は、実施内容を組合労働安全衛生委員会に報告する。急を要する内容の問題については、部門の管理者へ報告する。
- ④ 組合事務所は、衛生管理者が月1回職場を巡視する。組合労働安全衛生委員会の委員は、年1回任意の職場を巡視する。

## 5. 巡視内容

職場を巡視する衛生管理者又は所長（以下「巡視者」という。）は、別紙1の各チェック項目について巡視する。

## 6. 点検内容の基準

巡視者は、別紙1の各チェックポイントを点検し、下に示す1)～7)の基準に照らして評価を行なう。巡視者は評価した記録を、別紙1の「評価」欄に記入し、指摘・指導がある場合は「指摘及び指導した事」欄にも記入する。

### 1) 明るさ、温度、湿度

事務所は、次の省令による作業環境が整備されているかどうか。その他の職場は各職場長の判断により、作業に対する快適な明るさ、温度及び湿度が保たれているかどうか。

|                 |      |              |     |    |
|-----------------|------|--------------|-----|----|
| 労働安全衛生職場巡視マニュアル | 発行日  | 2008. 11. 01 | 版   | 初版 |
|                 | 文書番号 | 労働安全－指針－5    | ページ | 3  |

事務所衛生基準規則「『昭和四十七年九月三十日労働省令第四十三号』  
最終改正：平成一六年三月三〇日厚生労働省令第七〇号」より抜粋

(照度等)

第十条 事業者は、室の作業面の照度を、次の表の上欄に掲げる作業の区分に応じて、同表の下欄に掲げる基準に適合させなければならない。ただし、感光材料の取扱い等特殊な作業を行なう室については、この限りでない。

| 作業の区分 | 基準       |
|-------|----------|
| 精密な作業 | 三百ルクス以上  |
| 普通の作業 | 百五十ルクス以上 |
| 粗な作業  | 七十ルクス以上  |

- 2 事業者は、室の採光及び照明については、明暗の対照が著しくなく、かつ、まぶしさを生じさせない方法によらなければならない。
- 3 事業者は、室の照明設備について、六月以内ごとに一回、定期的に、点検しなければならない。

## 2) 危険箇所

つまづきやすい、又は滑りやすい場所がないかどうか。作業現場が整理整頓されているかどうか。

## 3) VDT作業方法・重量物の取り扱い及び腰痛予防

「職場における腰痛予防対策指針」に沿った、作業管理及び作業環境管理が行なわれ、職場長により健康管理及び労働衛生教育が行なわれているかどうか。作業に見合う空間が確保されているかどうか。「VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン」にそった作業が行われているかどうか。また、職員健診マニュアルに沿って、VDT健診を受診しているかどうか。

## 4) 有毒ガス等、粉じん、汚染物等、注射針の取り扱い

ホルマリン、特定化学物質等（エチレンオキシドガス滅菌）、電離放射性物質等、有害な物質を扱う場所においては、法に定められた施設整備が行なわれ、法及び職場で定められた管理が行われているかどうか。

粉じん等が拡散しないような施設整備が行なわれているかどうか。粉じんを吸入しないように防具等の使用があるかどうか。粉じんを吸入しにくい作業手順の工夫があるかどうか。

血液付着物など感染性があるものの取り扱いは、各事業所が別に定める感染防止マニュアル等に沿って行われているかどうか。また、廃棄については医療廃棄物、産業廃棄物取り扱いに関する法に基づく適正な処理が行われているかどうか。

診療現場においては、針刺し事故を予防する手順に沿った動作が行われているかどうか。また、事業所管理者は、針刺し事故を予防するために必要な処置を講じているかどうか。注射針を廃棄する場合は、各事業所が別に定める感染防止マニュアル等に沿って行なわれているかどうか。

## 5) 騒音

|                 |      |              |     |    |
|-----------------|------|--------------|-----|----|
| 労働安全衛生職場巡視マニュアル | 発行日  | 2008. 11. 01 | 版   | 初版 |
|                 | 文書番号 | 労働安全－指針－5    | ページ | 4  |

等価騒音レベルで常時85dB以上90dB未満（第Ⅱ管理区分）の騒音に暴露される職場は、当該場所を標識によって明示する等の措置を講じているかどうか。

第Ⅱ管理区分に区分された場所については、施設、設備、作業工程又は作業方法の点検が行なわれ、設備の設置又は整備、作業の工程又は方法の改善、その他作業環境を改善するため、当該場所の管理区分が第Ⅰ管理区分（85dB以下の騒音）になるよう必要な措置を講じているかどうか。騒音作業に従事する労働者に対し、防音保護具の使用をさせているかどうか。

一年以内ごとに一回（特定業務従事者にあつては、6ヶ月以内ごとに一回）定期的に聴力検査をはじめとした健康診断が行なわれているかどうか。

## 6) 喫煙対策

禁煙場所・喫煙場所を定めるなど、分煙対策がとられているか。

## 7) 空気の清浄度

異臭、悪臭及び刺激臭があるかどうか。換気設備又は換気能力があるかどうか。

### <参考規則>

労働安全衛生規則（昭和四十七年九月三十日労働省令第三十二号）  
最終改正：平成二〇年三月一三日厚生労働省令第三二号）より抜粋

（衛生管理者の定期巡視及び権限の付与）

**第十一条** 衛生管理者は、少なくとも毎週一回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

**2** 事業者は、衛生管理者に対し、衛生に関する措置をなし得る権限を与えなければならない。

（産業医の定期巡視及び権限の付与）

**第十五条** 産業医は、少なくとも毎月一回作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

**2** 事業者は、産業医に対し、前条第一項に規定する事項をなし得る権限を与えなければならない。

### 【雑則】

この指針は、電子最新版で維持され、改廃は組合労働安全衛生委員会において行う。

|                 |      |              |     |    |
|-----------------|------|--------------|-----|----|
| 労働安全衛生職場巡視マニュアル | 発行日  | 2008. 11. 01 | 版   | 初版 |
|                 | 文書番号 | 労働安全－指針－5    | ページ | 5  |

別紙1 労働安全衛生職場巡視チェックリスト

|     |      |       |
|-----|------|-------|
| 産業医 | 事業所長 | 衛生管理者 |
|     |      |       |

20 年 月 日実施

事業所名:

巡視場所:

巡視者氏名:

| チェック項目                                 | チェックポイント   | 評価          | 指摘及び指導した事 | 職場の対応策(結果) |
|--|--|-------------|-----------|------------|
| 明るさ、<br>温度、湿度                          | 照度計測－(1) 採光、照明による計測  | lx          |           |            |
|  | 照度計なし－(1) 採光及び照明による明るさは適度と判断できますか？                           | はい いいえ      |           |            |
|  | (2)まぶしさ(CRT等グレア)はありますか                                       | いいえ はい      |           |            |
|  | (3)光源は汚れていますか  | いいえ はい      |           |            |
|  | (4)光源(バックライト含む)が老朽化していますか                                    | いいえ はい      |           |            |
|  | (5)現在の室温は、作業に支障ない温度ですか(____. ____℃)                          | はい いいえ      |           |            |
| (6)現在の湿度は、作業に支障ない湿度ですか                 | はい いいえ   |             |           |            |
| 危険箇所                                   | (1)つまずきやすい又は滑りやすい場所はありますか                                    | いいえ はい      |           |            |
|  | (2)作業現場は整理整頓されていますか  | はい いいえ      |           |            |
|  | (3)落下物の危険性はありますか。  | いいえ はい      |           |            |
| VDT作業方法<br>重量物の取り<br>扱いおよび腰痛<br>予防     | (1)VDT作業者又は重量物取扱者に不自然な作業姿勢がありますか                             | いいえ はい 該当なし |           |            |
|  | (2)VDT作業者で、45分以上の連続作業を行なう職員はいますか。                            | いいえ はい 該当なし |           |            |
|  | (3)作業空間は適切ですか  | はい いいえ      |           |            |
| 有毒ガス、<br>粉じん、<br>汚染物等、<br>注射針の取り<br>扱い | (1)蒸気、ガス、粉じんの発散源が密閉設備か又は局所排気装置が設置されていますか                     | はい いいえ 該当なし |           |            |
|  | (2)局所排気装置は性能を保って稼働していますか                                     | はい いいえ 該当なし |           |            |
|  | (3)化学物質の適切な方法で保管されていますか                                      | はい いいえ 該当なし |           |            |
|  | (4)作業者の衣服や皮膚に化学物質が付着していますか                                   | いいえ はい 該当なし |           |            |
|  | (5)針刺し事故を予防する手順にそった動作が行われ、注射針を廃棄する場合は各院所の院内感染予防マニュアルに従っていますか | はい いいえ 該当なし |           |            |
|  | (6)保護具は適切に着用されていますか  | はい いいえ 該当なし |           |            |
| 騒音                                     | (1)作業者を煩わすような騒音はありますか  | いいえ はい      |           |            |
|  | (2)作業者が騒音用保護具をつけていますか  | はい いいえ 該当なし |           |            |
| 喫煙対策                                   | 禁煙場所と喫煙場所の区別はありますか。  | はい いいえ      |           |            |
| 空気の清浄度                                 | (1)異臭・悪臭・刺激臭がありますか   | いいえ はい      |           |            |
|  | (2)ほこりっぽいですか   | いいえ はい      |           |            |
|  | (3)換気設備はありますか  | はい いいえ      |           |            |
| その他<br>コメント                            |  |             |           |            |